

(平成22年11月17日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 13 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 11 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 19 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 15 件

## 北海道国民年金 事案 1787

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで

申立期間が国民年金保険料の未納期間になっているが、私は、職業柄、公課金等の納付は期限内に行っており、催告通知を受けた記憶もない。申立期間の国民年金保険料は納付していたはずなので、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く約26年間の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年10月に払い出されており、その時点で申立期間は保険料を過年度納付することが可能な期間である上、申立期間当時、A社会保険事務所（当時）では、国民年金加入者の過年度保険料の未納分について、納付の希望を確認することなく納付書を発行していたことが確認できることから、当該期間に係る過年度保険料の納付書が申立人に届いていたものと推認でき、国民年金保険料の納付意識の高かった申立人が、当該期間の保険料を納付しなかったものとは考え難い。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたと述べているB信用金庫C支店は、昭和46年9月に開設され、47年4月から国民年金保険料の収納業務を行っていたことが確認できることから、申立内容に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から59年3月まで

私は、大学を卒業後の昭和58年4月に国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納めてきた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金の被保険者種別変更手続も適切に行っていることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は同手帳記号番号払出簿により、昭和59年5月ごろ払い出されていることが確認でき、この時点で申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能である。

さらに、申立人は、A社会保険事務所(当時)で国民年金保険料を納付した記憶があると述べているところ、申立人の保険料の納付済期間はすべて現年度納付されていることが確認できることから、申立人が同社会保険事務所での納付した保険料は申立期間に係る過年度納付した保険料であると推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録のうち、平成13年10月から14年5月までは22万円、同年6月は20万円、同年7月は22万円、同年8月は20万円、同年9月は22万円、同年10月は20万円、同年11月は22万円、同年12月及び15年1月は19万円、同年2月は20万円、同年3月は19万円、同年4月は20万円、同年5月から同年7月までは19万円、同年8月は28万円、同年9月は20万円、同年10月は19万円、同年11月及び同年12月は20万円、16年1月は24万円、同年2月は20万円、同年3月は28万円、同年4月は19万円、同年5月は18万円、同年6月は28万円、同年7月は26万円、同年8月は20万円、同年9月及び同年10月は19万円、同年11月は22万円、同年12月は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②から⑤までに係る標準賞与額の記録については、申立期間②は6万円、申立期間③は7万5,000円、申立期間④は3万7,000円、申立期間⑤は7万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年4月から16年12月まで  
② 平成15年7月31日  
③ 平成15年12月30日  
④ 平成16年7月30日  
⑤ 平成16年12月30日

申立期間においてA社に勤務していたが、同社から実際に受けていた報酬月額及び賞与額と厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額の記録が相違しているため、同記録を正しく訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間①のうち、i) 平成13年10月及び同年11月については、13年の確定申告書の写し及び給与振込金額が確認できる預金元帳の写しにより推認できる保険料控除額に見合う報酬月額から22万円、ii) 14年12月については、14年の確定申告書の写し及び給与振込金額が確認できる預金元帳の写しにより推認できる報酬月額から19万円、iii) 申立人から提出された給料明細書から確認できる保険料控除額に見合う報酬月額から、13年12月から14年5月までは22万円、同年7月、同年9月及び同年11月は22万円、15年8月及び16年6月は28万円、iv) 申立人から提出された給料明細書から確認できる報酬月額から、14年6月、同年8月及び同年10月は20万円、15年1月は19万円、同年2月は20万円、同年3月は19万円、同年4月は20万円、同年5月から同年7月までは19万円、同年9月は20万円、同年10月は19万円、同年11月及び同年12月は20万円、16年1月は24万円、同年2月は20万円、同年3月は28万円、同年4月は19万円、同年5月は18万円、同年7月は26万円、同年8月は20万円、同年9月及び同年10月は19万円、同年11月は22万円、同年12月は19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、前述の申立人から提出された関連資料等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上述の関連資料等で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②から⑤までについて、標準賞与額が厚生年金保険の年金額計算の基礎とされることとなった平成15年4月1日以降の賞与については、申立人から提出された給料明細書及び預金元帳の写しにより、当該事業所は、申立人に毎年7月及び12月に賞与を支給していたことが確認できるが、オン

ライン記録には申立人に係る賞与の記録は無い。

したがって、申立人から提出された賞与明細書の写しにより確認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成15年7月31日は6万円、同年12月30日は7万5,000円、16年7月30日は3万7,000円、同年12月30日は7万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間②から⑤までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、平成15年及び16年の標準賞与額の記録が複数回にわたりオンライン記録が無いことから、事業主は、当該標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間①のうち、i) 平成9年4月から11年12月までの期間については、預金元帳の写しから申立人の当該事業所における給与の受取額は確認できるものの、確定申告書等の関連資料が存在しないため、申立人に係る厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができないこと、ii) 12年1月から13年9月までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額が、申立人から提出された給料明細書及び確定申告書の写しにより確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と一致することから判断して、これらの期間については、特例法の保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち平成7年7月1日から8年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、7年7月から同年9月までは41万円、同年10月から8年9月までは59万円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち平成5年3月1日から同年8月1日までの期間、6年8月1日から同年10月1日までの期間、及び上記訂正後の7年8月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、5年3月から同年7月までを30万円、6年8月及び同年9月を41万円、7年8月及び同年9月を59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月1日から18年9月1日まで

申立期間はA社にB職として勤務していたが、当時の経理事務担当者（現在の理事長）が保管する当時の給与計算のメモによれば、オンライン記録で確認できる標準報酬月額が実際に支払われていた金額よりも低額であり、給与から控除されていた厚生年金保険料額も当該標準報酬月額に見合う額とは異なる期間がある。

申立期間に係る標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 年金記録確認第三者委員会が行う標準報酬月額の認定においては、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内である

ことから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することになる。

2 申立期間のうち平成7年7月から8年2月までの期間については、オンライン記録によれば、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、7年7月から同年9月までは41万円、同年10月から8年2月までは59万円と記録されていた。

しかしながら、オンライン記録では、平成8年3月1日付けで、申立人の当該期間の標準報酬月額が、さかのぼって30万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、給与計算メモによれば、申立人は、当該期間の大半において当該訂正前の標準報酬月額に見合うか又はこれを超える報酬月額（平成7年7月から同年11月までは60万円、同年12月は69万9,495円）の支払いを受け、当該訂正前の標準報酬月額に見合うか又はこれを超える報酬月額（平成7年7月は41万円、同年8月から同年12月までは59万円）に見合う厚生年金保険料（平成7年7月は3万3,825円、同年8月から同年12月までは4万8,675円）を事業主により源泉控除されたことが確認できる。

さらに、商業登記簿謄本の記録によると、申立人が当該事業所において役員であった形跡は無い。

これらを総合的に判断すると、平成8年3月1日付けで行われた遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理は事実<sup>そきゅう</sup>に即したものと考<sup>そきゅう</sup>え難いことから、社会保険事務所（当時）が行った当該遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理の結果として記録されている申立人の7年7月から8年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、7年7月から同年9月までは41万円、同年10月から8年9月までは59万円に訂正することが必要と認められる。

3 申立期間のうち平成5年3月から同年7月までの期間、6年8月及び同年9月については、当該事業所の理事長が保管する給与計算メモ（以下「給与計算メモ」という。）により、申立人が、当該期間においてオンライン記録で確認できる標準報酬月額（平成5年3月から同年7月までは20万円、6年8月及び同年9月は30万円）を超える報酬月額（平成5年3月から同年6月までは30万円、同年7月は30万7,940円、6年8月及び同年9月は40万円）の支払いを受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（平成5年3月から同年7月までは30万円、6年8月及び同年9月は41万円）に見合う厚生年金保険料（平成5年3月から同年7月までは2万1,675円、6年8月及び同年9月は2万9,725円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与計算メモに記載された報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成5年3月から同年7月までは30万円、6年8月及び同年9月は41万円とすることが妥当である。



4 申立期間のうち平成7年8月及び同年9月については、上記2の判断に加え、給与計算メモにより、申立人が、上記訂正後の標準報酬月額（41万円）を超える報酬月額（60万円）の支払いを受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（59万円）に見合う厚生年金保険料（4万8,675円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の両月に係る標準報酬月額については、給与計算メモに記載された報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、59万円とすることが妥当である。

5 申立人の申立期間のうち平成5年3月から同年7月までの期間、6年8月及び同年9月、7年8月及び同年9月に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与計算メモで確認できる給与支給額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

6 申立期間のうち平成5年8月から6年3月までの期間、同年10月及び同年11月、7年1月及び同年2月、8年10月から14年3月までの期間、15年4月から18年1月までの期間については、給与計算メモで確認できる報酬月額（平成5年8月から6年3月までは30万円、同年10月、同年11月、7年1月及び同年2月は40万円、8年10月から9年3月までは60万円、同年4月から同年11月までは70万円、同年12月は73万1,840円、10年1月及び同年2月は70万円、同年3月は71万8,000円、同年4月から11年3月までは70万円、同年4月は85万円、同年5月は100万円、同年6月から同年11月までは85万円、同年12月は89万6,160円、12年1月から13年11月までは85万円、同年12月は99万7,040円、14年1月から同年3月までは85万円、15年4月から17年3月までは65万円、17年4月から同年12月までは85万円、18年1月は87万1,840円）に見合う標準報酬月額（平成5年8月から6年3月までは30万円、同年10月、同年11月、7年1月及び同年2月は41万円、8年10月から12年9月までは59万円、同年10月から14年3月まで及び15年4月から18年1月までは62万円）は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額とすべて合致している上、事業主が当該期間において源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（平成5年8月から6年3月までは2万1,675円、同年10月及び同年11月は2万9,725円、7年1月及び同年2月は3万3,825円、8年10月から14年3月まで及び15年4月は5万1,182円、同年5月から18年1月までは4万2,098円）を当時の被保険者負担厚生年金保険料率（平成5年8月から同年12月までは1,000分の72.25、6年1月か

ら同年3月まで及び6年10月は1,000分の72.5、同年11月、7年1月及び同年2月は1,000分の82.5、8年10月から14年3月までは1,000分の86.75、15年4月から16年9月までは1,000分の67.9、同年10月から17年8月までは1,000分の69.67、同年9月から18年1月までは1,000分の71.44)で除して求められる報酬月額(平成5年8月から同年12月までは30万円、6年1月から同年3月までは29万8,965円、同年10月は41万円、同年11月は36万303円、7年1月及び同年2月は41万円、8年10月から14年3月までは58万9,994円、15年4月は75万3,784円、同年5月から16年9月までは62万円、同年10月から17年8月までは60万4,248円、同年9月から18年1月までは58万9,277円)に見合う標準報酬月額(平成5年8月から6年3月までは30万円、同年10月は41万円、同年11月は36万円、7年1月及び同年2月は41万円、8年10月から14年3月までは59万円、15年4月から16年9月までは62万円、同年10月から18年1月までは59万円)は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と合致しているか又はこれより低額であることから、いずれも特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち平成6年4月から同年7月までの期間、同年12月、7年3月から同年6月までの期間、18年2月及び同年3月については、給与計算メモで確認できる報酬月額(平成6年4月及び同年5月は40万円、同年6月は58万5,120円、同年7月は40万円、同年12月は46万1,360円、7年3月は62万円、同年4月及び同年5月は60万円、同年6月は62万5,000円、18年2月及び同年3月は85万円)に見合う標準報酬月額(平成6年4月及び同年5月は41万円、同年6月は53万円、同年7月は41万円、同年12月は47万円、7年3月から同年6月までは59万円、18年2月及び同年3月は62万円)は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額よりも高額であるものの、事業主が当該期間において源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額(平成6年4月から同年7月までは2万1,675円、同年12月、7年3月から同年6月までは3万3,825円、18年2月及び同年3月は4万2,098円)を当時の被保険者負担厚生年金保険料率(平成6年4月から同年7月までは1,000分の72.5、同年12月、7年3月から同年6月までは1,000分の82.5、18年2月及び同年3月は1,000分の71.44)で除して求められる報酬月額(平成6年4月から同年7月までは29万8,965円、同年12月、7年3月から同年6月までは41万円、18年2月及び同年3月は58万9,277円)に見合う標準報酬月額(平成6年4月から同年7月までは30万円、同年12月、7年3月から同年6月までは41万円、18年2月及び同年3月は59万円)は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と合致していることから、いずれも特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

一方、申立期間のうち平成14年4月から15年3月までの期間及び18年4

月から同年8月までの期間については、給与計算メモが保管されていないことから、当該期間における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができず、ほかに当該期間において、申立人がオンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える同保険料を源泉控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち平成5年8月から6年7月までの期間、同年10月から7年6月までの期間及び8年10月から18年8月までの期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額であると認められることから、平成5年2月及び同年3月は30万円、同年4月から6年12月までは16万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間のうち、平成5年4月から同年12月までに係る上記訂正後の標準報酬月額については、17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月1日から7年1月1日まで

A社における厚生年金保険の標準報酬月額について確認したところ、申立期間について、実際に支給されていた給与月額よりも低額となっていた。

年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成5年2月及び同年3月は30万円、同年4月から6年12月までは16万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった7年2月28日より後の同年3月7日付けで、申立人を含む8人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は11万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所の経理担当者であった同僚は、「申立期間当時、会社の経営が悪化し、社会保険料を滞納していた。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る

標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年2月及び同年3月は30万円、同年4月から6年12月までは16万円とすることが必要と認められる。

- 2 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額のうち、申立人が提出した平成5年分の確定申告書の写しにおいて推認できる厚生年金保険料控除額から、5年4月から同年12月までは17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、確定申告書において推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、確定申告書で推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成6年1月から同年12月までの期間については、申立人が提出した平成6年分の確定申告書の写しにより推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録にある当初の標準報酬月額と一致する。このため、当該期間については、特例法の保険給付の対象に当たらないことから、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA省B局C事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和36年4月1日、同資格喪失日に係る記録を37年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月1日から37年1月1日まで

申立期間は、A省B局C事業所で月雇の臨時作業員の期間雇用者として勤務し、D業務に従事した。

申立期間後の昭和37年以降も、数回にわたり当該事業所で同じ業務に従事したが、厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間である36年についてのみ加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A省B局が保管する申立人の雇用台帳及び申立人が所持するC事業所における申立人の人事記録から判断すると、申立人が申立期間にC事業所で月雇の臨時作業員の期間雇用者として勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時のC事業所本所の会計担当者及び申立人が勤務していたとする同事業所のE支所の総務事務担当者は、いずれも「C事業所では、厚生年金保険について、作業員の職種や作業場所による取扱いの違いは無く、全員強制加入させており、月雇の臨時作業員も強制加入であった。このため、申立人は、採用当初から厚生年金保険に加入し、保険料を控除されていたはずである。」と回答している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間及びその前後の期間において、厚生年金保険被保険者資格が確認できる期間雇用者とみられる同僚

27人に照会したところ、20人から回答を得たが、このうち17人（申立人と同じD業務であったとする同僚一人を含む。）は、当該事業所に期間雇用者として勤務した自身の記憶する期間と厚生年金保険の加入期間は一致している。

加えて、申立人が所持している先述のC事業所の人事記録から、申立人が、申立期間である昭和36年の勤務期間と厚生年金保険被保険者資格が確認できる37年の勤務期間は、いずれも月雇の臨時作業員としてD業務に従事していることが確認でき、勤務形態及び業務内容等に変更が無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同職種の同僚の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年4月から同年12月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和23年4月30日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を同年4月から同年7月までは200円、同年8月から24年1月までは4,800円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年11月20日から20年12月10日まで  
② 昭和20年12月10日から21年4月1日まで  
③ 昭和23年4月30日から24年2月1日まで

申立期間①は、B社所属の嘱託C職として、D事業所に勤務した。

申立期間②は、B社所属の嘱託C職として、A事業所に勤務した。

申立期間③は、A事業所所属の嘱託C職として同事業所に勤務した。

これら事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人が所持するA事業所の辞令(写し)から判断すると、申立人は、申立期間③に同事業所でC職として勤務していたことが認められる。

また、申立人は、上記A事業所の辞令(写し)から、申立期間③以前の昭和21年3月31日から22年12月28日までの期間において、当該事業所でC職として勤務していることが確認できるが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、申立人は、当該期間について、入社した翌日の21年4月1日に厚生年金保険被保険者資格(以下「被保険者



資格」という。)を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、昭和 22 年 12 月 28 日に A 事業所を一度退社し、23 年 4 月 30 日に再入社した経緯について、「昭和 22 年 12 月に E 村（現在は、F 市）の村長らから、E 村役場の G 委員会の設立業務を手伝うよう頼まれた。その後、G 委員会の業務の一部について、再び A 事業所が担当することとなったため、23 年 4 月に E 村役場を退職し、同時に A 事業所に再入社することとなった。このため、22 年 12 月の A 事業所の退社時と 23 年 4 月の再入社時の業務内容及び身分は同じで、変更は無かった。」と供述している。このことについて、申立人が所持している A 事業所及び E 村役場の辞令(写し)によると、申立人が 22 年 12 月 28 日に A 事業所を退社し、その直後の同年 12 月 31 日に E 村役場に採用となり、23 年 4 月 30 日に同役場を退職するとともに、同日付けで再び A 事業所に入社となっていることが確認でき、申立人の供述と符合する上、22 年 12 月 28 日の A 事業所の退社時及び 23 年 4 月 30 日の同事業所の再入社時の身分は、いずれも C 職となっており、最初の退社時と再入社時で申立人の身分に変更が無いことが確認できる。

加えて、被保険者名簿において、申立期間③及びその前後の期間に被保険者資格が確認できる同僚延べ 45 人（申立人を含む。）の被保険者資格取得状況をみると、申立人のほかに同僚二人が、当該事業所で一度被保険者資格を喪失し、その後再取得していることが確認できるところ、連絡先が判明した一人は、再入社した時期と厚生年金保険の被保険者記録とは合致している旨供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間③において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人に係る A 事業所における最初の退社時の昭和 22 年 11 月及び再入社時の 24 年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から、23 年 4 月から同年 7 月までは 200 円、同年 8 月から 24 年 1 月までは 4,800 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「当時の社会保険に関する資料が無いため、申立人の厚生年金保険料の控除及び納付については確認できない。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①及び②について、申立人が所持する B 社、D 事業所、及び A 事業

所の辞令(写し)から判断すると、申立人は、申立期間①においては、B社所属のD事業所駐在のC職として勤務し、また、申立期間②においては、A事業所駐在のC職として勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間①のうち昭和18年11月20日から19年9月30日までの期間については、労働者年金保険法の適用期間であり、同法においては、工場や炭鉱で働く男性の肉体労働者のみを被保険者としていることから、申立人は労働者年金保険において、被保険者となることができない。

また、被保険者名簿によると、B社は、昭和23年8月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本によると、同年8月15日に法定解散しているほか、当時の事業主は、既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険の適用状況について確認できない。

さらに、申立人は、B社所属の同職種(C職)の同僚4人(D事業所駐在1人、A事業所駐在3人)の名前を挙げているが、オンライン記録によると、申立期間①においては、いずれの同僚も厚生年金保険被保険者としての資格が確認できない上、申立期間②においては、4人のうち2人が、厚生年金保険被保険者としての資格が確認できないほか、いずれの同僚も、死亡又は連絡先が分からないことから、申立人の厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

加えて、被保険者名簿から、申立期間①及び②において、被保険者資格が確認できる同僚8人に照会したところ、このうち7人から回答を得られたが、いずれの同僚も、B社本部(所在地は、H市)に勤務していたとし、地方事業所駐在のC職は確認できない。

その上、I県の資料によると、昭和21年3月末にB社所属C職の市町村駐在制度が廃止されていることから、当該時期から、地方事業所においてC職を厚生年金保険に加入させる取扱いになったと推測される。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和45年3月2日、同社C支店における同資格取得日を46年8月20日に訂正し、標準報酬月額を申立期間①は4万8,000円、申立期間②については10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年3月2日から同年4月1日まで  
② 昭和46年8月20日から同年9月1日まで

昭和45年3月2日に入社した後、平成14年5月31日に退職するまでA社に勤務していたが、同社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の加入記録が確認できない。同社に採用されたのは45年3月2日であり、また、46年8月20日には同社B支店から同社C支店へ異動しているが、申立期間①及び②においても継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録、A社から提出された申立人の人事カード、同社の回答及び同僚の供述から、申立人は、昭和45年3月2日から同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、当該事業所では、採用した従業員については厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格取得に係る手続を同時に行っていたとしているところ、D国民健康保険組合E事務所の回答によると、申立人は、A社において昭和45年3月2日に同組合の加入資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人が同時期に入社したとする同僚二人に照会したところ、回答を得られた二人のうち一人は、「私は、昭和45年3月10日に入社したが、申立人は私が入社する前に入社していた。」と供述し、ほかの一人は、「私は、昭和45年3月16日に入社しており、申立人も同時期に入社したと思う。」と供述しており、これら同僚二人については、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、いずれも入社日と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和45年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録、A社から提出された人事カード及び同社の回答から、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和46年8月20日にA社B支店から同社C支店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和46年9月の社会保険事務所の記録から、10万円とすることが妥当である。

- 3 なお、申立期間①及び②について、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 27 年 8 月 1 日、同喪失日は 28 年 8 月 4 日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 8 月 1 日から 28 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社における加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 27 年 8 月ごろから 28 年 10 月に退職するまでの間、夫婦一緒に勤務していたので、申立期間について、私の妻が厚生年金保険の加入期間とされているのに、私だけが厚生年金保険に未加入となっていることに納得できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務したとしているが、申立人が同社退職直後に勤務した事業所に係るB市C局から提出された申立人の人事記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 27 年 8 月 1 日から 28 年 8 月 3 日までの期間は、同社において勤務していたものと認められる。

また、申立人は、「当時、A社には14人又は15人ぐらいの従業員がいた。」と供述しており、当時の総務担当者は、「A社には、当時、15人から20人ぐらいの従業員がいた。従業員については、試用期間等はなく、事業主の指示により、厚生年金保険に全員加入させていた。」と供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立期間当時の被保険者が17人であることが確認できるとともに、申立人が名前を挙げた同僚8人のうち、申立人の入社後に採用されたとする二人を除いた全員に申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できることから判断すると、当

該事業所では、従業員のほぼ全員を厚生年金保険に加入させていたと考えられる。

さらに、年金事務所において、A社に係る被保険者名簿は2種類保管されているところ、書換え前と考えられる被保険者名簿は、昭和27年7月16日の資格取得者（健康保険整理番号\*）を記録した以降の記録欄が破損、滅失しており、申立期間後の30年5月17日に書換えられたと考えられる被保険者名簿では、健康保険整理番号\*（昭和28年7月1日資格取得）から開始されており、同\*から同\*までに係る者17人のうち、同\*及び同\*（昭和29年8月1日資格取得）の二人を除く15人の記録が確認できないことから、年金事務所に当該記録の変遷について確認したところ、「A社における健康保険整理番号の欠番に係る者の厚生年金保険の加入記録は確認できず、この理由についても不明である。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）における申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、事業主は、申立人が昭和27年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、28年8月4日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和28年8月4日から同年10月1日までの期間については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の当該期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることができない。

また、上述の人事記録において、申立人がA社に勤務していたことを確認できる記載は無く、同僚の供述においても、当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる具体的な供述を得ることができなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和48年1月1日、同社C支店における同資格喪失日に係る記録を53年4月1日に訂正し、標準報酬月額を申立期間①は7万6,000円、申立期間②については19万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年12月1日から48年1月1日まで  
② 昭和53年3月1日から同年4月1日まで

昭和46年4月1日から平成15年6月30日までA社に勤務していたが、同社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が確認できない。申立期間①は、同社B支店から同社D支店に異動した時期であり、申立期間②については、同社C支店から同社B支店に異動した時期であるが、両申立期間についても同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社から提出された申立人の退職証明書及び人事カード並びに同社の回答から、申立人は同社に継続して勤務し（申立期間①A社B支店から同社D支店に異動、申立期間②同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が保管するA社における職務経歴書、オンラ

イン記録及び申立人の供述から判断すると、申立期間①は昭和 48 年 1 月 1 日、申立期間②については 53 年 4 月 1 日とすることが妥当である。

また、標準報酬月額については、申立期間①は申立人の A 社 B 支店に係る昭和 47 年 11 月の社会保険事務所（当時）の記録から 7 万 6,000 円、申立期間②は申立人の同社 C 支店に係る 53 年 2 月の社会保険事務所の記録から 19 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②について、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和 35 年 9 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月1日から同年9月1日まで

昭和34年5月から39年9月までA社に勤務していたが、同社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。申立期間は、同社B支店から同社C支店に異動した時期であるが、申立期間についても給与から厚生年金保険料が控除されていた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、当時の上司及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（A社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が昭和 35 年 8 月 1 日にA社C支店に赴任した旨供述しているが、複数の同僚の供述及び社会保険事務所（当時）の記録から判断すると、同社同支店が同年9月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当するまでの期間は、同社D部が同社C支店の従業員の給与支給及び社会保険関係事務を行っていたと考えられ、適用事業所である同社B支店で引き続き適用を受けていたことが推認できることから、同年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和35年7月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、商業登記簿謄本により、A社は既に解散していることが確認できる上、当時の事業主を特定することができず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 北海道厚生年金 事案 2940

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を平成4年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月30日から同年7月1日まで

平成4年4月1日から同年6月30日までA社に勤務し、同年7月1日付けで同社の関連会社であるB社に出向したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社及び申立人から提出された辞令（写し）、申立人から提出された給与支給明細書（写し）並びに雇用保険の被保険者記録により、申立人はA社及びその関連会社に継続して勤務し（平成4年7月1日にA社からB社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成4年5月のオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「申立期間当時においても異動等で勤務先が変わる場合、異動元及び異動先で同日に厚生年金保険被保険者資格の喪失及び取得の手続きを行い、厚生年金保険の被保険者期間が途切れないようにしており、当社で作成している健康保険番号管理台帳では、申立人に係る記録の備考欄には「平成4年7月1日資格喪失（B社出向）」と記載されていることから、申立人について同年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行

ったと考えられる。」と主張している。

しかしながら、A社から提出された前述の健康保険番号管理台帳により、申立人と同様、「平成4年7月1日出向」と記載されている者が一人確認できたところ、同人のオンライン記録によると、同人も申立人と同様、4年6月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年7月1日に他の関連会社において同被保険者資格を取得していることが確認できる。

一方、事業主が厚生年金保険の被保険者資格喪失日を平成4年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主が平成4年6月30日を申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月分の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 北海道厚生年金 事案 2941

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和45年4月1日、同資格喪失日は46年6月25日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和45年4月から同年9月までは1万8,000円、同年10月から46年5月までは2万2,000円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月下旬から46年10月1日まで

申立期間は、B事業所C工場に勤務しており、独身寮に入居し工場D作業に従事していた。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人が勤務していたと主張するB事業所は、商業登記において同名称の事業所は無く、また、オンライン記録でも同名称の厚生年金保険適用事業所は確認できなかったが、申立人の氏名（旧姓を含む。）、生年月日、性別を基に雇用保険の被保険者記録を確認したところ、申立事業所とは別の事業所であるA社において、申立人と同姓同名（旧姓のE）で生年月日も同じ上、雇用保険の被保険者期間も申立人が記憶する申立期間とほぼ符合している者の記録が確認できた。このため、同社に照会したところ、「申立期間当時、現在のC駅近くのF市G区でH事業所を経営していた。」旨の回答をしており、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、申立人と同性同名（旧姓のE）で生年月日が一致する記録が存在し、同社において、昭和45年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、46年6月25日に同資格を喪失していることが確認できる。

一方、A社に係るオンライン記録によると、申立人と氏名、性別が一致し、

生年月日の日のみが相違する（昭和 29 年\*月\*日）未統合の記録が確認できる。

この申立人と同姓同名の者の被保険者原票及びオンライン記録については、i) A社では、「保管する雇用保険被保険者記録により、氏名、生年月日、資格取得日及び資格喪失日が被保険者原票と一致する「E」が、昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 6 月 25 日まで在籍していたことが確認できる。」と回答していること、ii) 申立人は、当時、記憶する B 事業所において一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚について、「私より 1 歳年上で、私より何か月か後に B 事業所に就職し、寮に入居してきた。年齢が近かったので親しくしていたが、私より早く退職した。」と供述しているところ、同社の被保険者原票を確認したところ、当該同僚の被保険者記録が確認できる上、その被保険者期間は申立人の供述とほぼ符合していること、iii) オンライン記録により申立期間当時、同社に勤務していることが確認できる同僚 4 人に照会したところ、3 人から回答が得られたが、そのうちの一人は、「申立人を覚えている。私は昭和 44 年 4 月に H 事業所に就職したが、申立人は私より 1 年後に就職した。独身寮と一緒に生活し、D 作業に従事していた。」と供述していることから、申立人の記録であると認められる。

また、申立人は、当初、申立期間に係る事業所名を誤って「B 事業所 C 工場」として申し立てていたことから、申立人から年金記録の照会を受けた社会保険事務所（当時）では、A 社に係る当該被保険者記録を確認することができなかったことから、申立人の基礎年金番号に未統合のままとなったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、A 社において申立人が厚生年金保険被保険者の資格を昭和 45 年 4 月 1 日に取得し、46 年 6 月 25 日に同資格を喪失した旨を社会保険事務所に届け出たことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人の A 社における被保険者原票の記録から、昭和 45 年 4 月から同年 9 月までは 1 万 8,000 円、同年 10 月から 46 年 5 月までは 2 万 2,000 円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 45 年 3 月下旬から同年 4 月 1 日までの期間、及び 46 年 6 月 25 日から同年 10 月 1 日までの期間については、A 社に照会したところ、「当該期間については、申立人の在籍を確認できる資料や当時の社会保険に関する資料は保存されていない。」と回答していることから、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について関連資料等を得ることができない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から44年3月まで

私の国民年金については、昭和42年12月ごろ、私の父親がA市役所で加入手続を行い、昭和42年度及び43年度の国民年金保険料を納付してくれていた。

私は、申立期間の国民年金保険料について、納付したことを示す印紙検認印が押された国民年金手帳を所持している。

ねんきん特別便により申立期間の国民年金保険料が未納となっていることを知り、社会保険事務所(当時)へ確認したところ、当該保険料は還付されているとの説明を受けた。

申立期間の国民年金保険料を還付された覚えはなく、申立期間が国民年金の未加入期間で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料について、申立人の所持する国民年金手帳、申立人の特殊台帳(マイクロフィルム)及びA市における申立人の国民年金被保険者名簿により、申立人は、申立期間の保険料を納付していたことが確認できる。

しかしながら、申立人の特殊台帳及び申立人の所持する国民年金手帳により、申立人の挙式日である昭和43年11月\*日付けで国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立期間は未加入期間となり、未加入期間は国民年金保険料を納付することができない期間となるため、申立人に対して、申立期間の保険料が還付されていることに不自然さはみられない。

また、申立期間の国民年金保険料の還付について、還付整理簿において、資格喪失により還付処理されたことが還付金額や還付支払日などと共に明確に記載されており、当該記載内容に不合理な点は無の上、ほかに申立期間に係る



国民年金保険料の還付を疑わせる事実も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から同年10月までの期間及び13年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年4月から同年10月まで  
② 平成13年12月

私の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付書により主にA郵便局で納付してくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、母親は私と妹の国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていた。」と述べているが、オンライン記録により、申立期間の一部を含む、平成13年7月から同年11月までについて、申立人の妹の国民年金保険料が未納であることが確認できる。

また、i) オンライン記録により、申立人の国民年金保険料については、申立期間①直後の平成13年11月の保険料を15年12月に、また、申立期間②直後の14年1月から16年3月までの保険料については同年2月から17年11月までの間に、合計23回の分割でほぼ毎回時効により納付ができなくなる直前に過年度納付していることが確認できること、ii) 申立期間の保険料を納付してくれていたとする申立人の母親は、「私は、60歳に到達する平成16年\*月の直前に、B社会保険事務所(当時)で自分の年金相談をしたが、そのころに同事務所で長女(申立人)に係る国民年金保険料について、納付書を受け取り、分割納付したことを記憶している。」と述べていることから、申立人の母親が、15年\*月ごろ(申立人の母親自身が、60歳に到達する直前で、申立人に係る申立期間①直後の13年11月の保険料を納付した時期)に、同社会保険事務所で申立人に係る未納期間の保険料の納付相談を行った可能性を否定できないところ、その時点で、申立期間①は、時効により保険料を納付できない

期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付した時期について、申立人の母親は、オンライン記録により、申立人の妹に係る申立期間①以前の平成12年4月から6月までの保険料を14年1月に過年度納付していることが確認できるところ、「私は、次女（申立人の妹）の当該期間の国民年金保険料を遅れて納付したが、そのときに、一緒に長女（申立人）の申立期間の保険料も納付したかもしれない。」と述べているが、申立人に係る申立期間①直後の13年11月及び申立期間②直後の14年1月から16年3月までの保険料については、既述のとおり申立人の妹に係る当該期間の保険料を納付した14年1月から約2年を経過した15年12月から17年11月までの間に、分割で過年度納付していることが確認できることから、14年1月に申立期間についてのみ申立人の保険料を納付した可能性があるとする申立人の母親の主張は不自然である。

加えて、申立期間②の国民年金保険料は、その直後の平成14年1月の保険料が納付された16年2月の時点で、時効により納付できない期間であるほか、申立期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間で、このころには年金記録業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進んでいる上、14年4月以降については、社会保険事務所が国民年金保険料の収納及び管理をすべて行っていることから、記録漏れ、記録誤り等があったものとは考え難い。

このほか、申立期間の国民年金保険料の納付について、申立人は直接関与しておらず、母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 1791 (事案 1478 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の平成10年11月から13年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月から13年2月まで

私は、申立期間について、年金記録に係る確認の申立てを行ったところ、平成22年3月16日付けで年金記録を訂正する必要はないと判断された。しかし、私は、会社を退職した翌日の10年11月1日に国民年金の加入手続をA市役所で行い、その日に1か月分の保険料1万3,300円を同市庁舎内の銀行で納付し、その後はB郵便局などで毎月定期的に保険料を納付していた。今回再申立に当たり、私の二人の友人が、申立期間当時、私が申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったと話していたことを鮮明に記憶していることが確認できた。

社会保険事務所(当時)の記録では、申立期間が第3号被保険者期間となっているが、申立期間の国民年金保険料は間違いなく納付していたはずなので、当該期間の納付済保険料を還付してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、平成10年に会社を辞めた後は、申立人の夫の扶養家族となり、その夫が退職するまで夫の健康保険被扶養者であった旨述べている上、夫の11年分及び12年分の給与所得源泉徴収票には、配偶者特別控除の額が記載されていることから、申立人は、申立期間当時、その夫の被扶養者であったものと確認できること、ii) 当該源泉徴収票の「社会保険料等の金額」は、その夫の厚生年金保険料等の相当額とみられ、申立人の国民年金保険料は含まれていないことが確認できること、iii) A市の国民年金被保険者名簿により、申立人の第3号被保険者資格取得に係る届出日が10年11月30日であると推認でき、オンライン記録及び同市の国民年金被保険者名

簿により、申立人の資格記録及び納付記録が変更（訂正）された形跡は確認できない上、共に第3号被保険者の資格取得日が10年11月1日で一致していることなどからみて、申立期間が第3号被保険者期間とされている公簿上の記録に不自然さはみられないこと、iv) 国民年金第3号被保険者は、制度上、国民年金保険料を個人で納付する必要がないことから、第3号被保険者である申立人に対して納付書が発行されたものとは考え難いことなどから、当委員会の決定に基づく平成22年3月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回再申立に当たり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを知っている二人の友人がいるとしているところ、その友人のいずれもが、「申立期間当時、申立人からA市役所で国民年金の加入手続を行ったと聞いた。」と述べている。

しかしながら、i) 友人の一人は、「申立人から国民年金保険料を納付したと聞いた時期は明確でない。」と述べていること、ii) 申立人は、「会社を退職した翌日の平成10年11月1日に国民年金の加入手続をA市役所で行い、その日に1か月分の保険料を同市庁舎内の銀行で納付した。」と述べ、もう一人の友人は、「申立期間当時、申立人から国民年金の加入手続を行った平成10年11月1日に同市役所で保険料を納付したと聞いた。」と述べているが、申立人が国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその日は日曜日であることが確認できることから、A市から、「申立期間当時、市役所が日曜日に開庁し、国民年金の加入手続及び保険料の収納を行っていた記録は確認できない上、当時市庁舎内にあったC銀行A市役所派出所は日曜日に業務を行っていない。」との回答を得ていることから、10年11月1日に同市役所で国民年金の加入手続を行い、同時に市庁舎内の金融機関で保険料納付を行ったとする申立人の主張とは一致しない。

また、申立期間の国民年金保険料の納付を示す新たな事情はなく、申立人は申立期間の保険料を納付していたと述べるのみで、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 12 月から 61 年 12 月までの期間及び 62 年 7 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 12 月から 61 年 12 月まで  
② 昭和 62 年 7 月から 63 年 3 月まで

申立期間①の国民年金保険料は、私が、昭和 60 年 12 月 1 日付けで会社を退職する際に、親や会社の先輩などから年金の大切さについての助言を受けたため、退職後、社会保険事務所（当時）、若しくはA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、定期的に数千円か1万幾らかを納付していた。

申立期間②についても同様に、昭和 62 年 7 月 21 日付けで会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、定期的に決められた金額を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 12 月 1 日付けで会社を退職した際、すぐに国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人の国民年金記号番号は、その前後の番号の任意加入被保険者の資格取得状況調査により、63 年 7 月ごろに払い出されたものと推認でき、このころに初めて国民年金の加入手続が行われ、この加入手続の際にその被保険者資格をさかのぼって取得したものと考えのが自然である（資格取得日は、当初、昭和 60 年 10 月 30 日とされていたが、その後、平成 19 年 10 月 15 日付けで昭和 60 年 12 月 1 日に訂正されている。）。

また、申立人に対し、国民年金記号番号が払い出された時点では、申立期間①のうち昭和 60 年 12 月から 61 年 5 月までの期間については、時効によりその国民年金保険料が納付できないほか、61 年 6 月から同年 12 月までの期間及び申立期間②の保険料については、過年度納付が可能であったものの、申立人

は、保険料をさかのぼって納付した記憶がないとしている。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外に手帳を所持していたかについての記憶があいまいであり、別の国民年金記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 5 月から同年 12 月 19 日まで  
② 昭和 27 年 12 月 1 日から 30 年 2 月 1 日まで

昭和 26 年 5 月に A 社 B 工場に入社し、途中で社名が C 社に変更になったが継続して 33 年 1 月まで勤務した。

両申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できなかったため、被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立事業所の後に勤務した事業所に保管されていた履歴書の写しの職歴において、「昭和 26 年 4 月 27 日、C 社入社。昭和 33 年 2 月、現在に至る。」と記載されていること、及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、26 年 4 月 27 日に A 社 B 工場に入社し、その後、C 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、A 社は本社が D 市、支店が B 市及び F 町に登録されていたところ、昭和 29 年 7 月 6 日に両支店を廃止し、49 年 12 月 3 日に解散していることが確認できる上、オンライン記録によると、申立期間当時の代表取締役は既に死亡していることから、申立人の申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、C 社は、商業登記簿謄本によると、昭和 29 年 8 月 10 日に設立されているものの、オンライン記録により、30 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、同社に照会したところ、「当社は、昭和 29 年 8 月に設立したので、それ以前のこととは不明である。また、当時の資料を保管しておらず詳細は不明であるが、当社は 30 年 2 月 1 日に厚生年金保険に加入しており、それ以前は、従業員を厚生年金保険に加入させてい



なかったと思う。申立期間当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況については不明。」と回答している上、オンライン記録によると、設立当初の代表取締役は既に死亡していることから、申立期間当時の厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により厚生年金保険被保険者記録が確認できる申立人を除く35人のうち生存及び所在の確認ができた5人に照会したところ、回答が得られた二人は共に、「申立人と一緒に勤務した。」と供述しているものの、申立期間当時の厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除については確認できなかった上、このうち一人は、「私は、昭和27年秋ごろにA社に転職し、C社に変更になった後も継続して勤務していたが、この当時の厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について、はっきりしたことは分からない。」と供述しているところ、オンライン記録によると、この同僚は、A社において厚生年金保険被保険者資格を昭和29年7月10日に喪失した後に、C社において同被保険者資格を30年2月1日に取得していることが確認できる。

加えて、C社に係る被保険者名簿により厚生年金保険被保険者記録が確認できる12人に照会し9人から回答が得られたところ、昭和29年4月に入社したと回答している二人、及び28年4月に入社したと回答している一人の合計3人の同僚についても、30年2月1日前の期間について厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、回答が得られた9人のうち2人が、「A社B工場は経営が思わしくなかったことから、新たにC社を設立した。この当時は、給与の遅配があった。」と供述しており、そのうち一人は、「この当時、厚生年金保険料が給与から控除されていたか否かについては分からない。」と供述している。

その上、申立人のA社B工場に係る被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳には、それぞれ昭和26年12月19日資格取得、27年12月1日資格喪失と記載されており、また、C社に係る被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳には、30年2月1日資格取得と記載されており、すべてオンライン記録と一致する。

なお、両申立期間について、A社の本社及び同社F支店に係る被保険者名簿についてもそれぞれ確認したが、申立人の氏名は記載されていなかった。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 3 月 16 日から 52 年 3 月まで  
② 昭和 52 年 5 月 1 日から 53 年 5 月まで  
③ 昭和 57 年 1 月 29 日から 58 年 6 月まで

申立期間①はA社、申立期間②はB社、及び申立期間③はC社にそれぞれ勤務していたが、いずれの事業所も厚生年金保険被保険者の資格喪失日が、私が記憶している勤務実態と相違しているため、各申立期間について、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和 52 年 3 月と主張しているが、当該事業所は、「当時の資料は保存されておらず、関係者も残っていないため不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立期間①の前後に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、所在が特定できた 15 人に照会したところ、8 人から回答が得られたが、いずれの者からも申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び供述を得ることができなかった。

さらに、申立人に係る国民年金特殊台帳（マイクロフィルム）によれば、昭和 50 年 3 月 16 日に国民年金被保険者資格を取得し、同年 4 月から 51 年 6 月までの国民年金保険料を現年度納付したが、同年 5 月 1 日付けで、申立期間②の事業所であるB社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、同年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料が還付されていることが確認できる。

2 申立期間②について、申立人はB社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和53年5月と主張しているが、オンライン記録によると、当該事業所は56年11月11日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間②当時の事業主は既に死亡しているため、当時の事業主の妻で当該事業所の取締役であった者に照会したところ、「当時の資料が無いため、申立人の勤務の実態及び社会保険事務所（当時）への届出、厚生年金保険料の控除を確認することはできない。」と回答していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を確認することができない。

また、申立期間②において当該事業所において、厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、所在が特定できた8人に照会したところ、回答が得られた5人全員が、「申立人と一緒に勤務したが、申立人の退職時期は分からない。」と供述しており、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び供述は得られなかった。

さらに、申立人に係る国民年金特殊台帳によれば、昭和52年5月2日に国民年金被保険者資格を取得し、同年5月から国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

3 申立期間③について、申立人はC社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和58年6月と主張しているが、オンライン記録によると、当該事業所は58年3月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、元事業主は、「当時の資料が無いため、申立人に係る厚生年金保険の適用については分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を確認することができない。

また、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、所在が特定できた5人に照会したところ、4人から回答が得られたが、いずれの者からも申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び供述は得ることができなかった。

さらに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は昭和57年1月29日に当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、健康保険の任意継続をしていることが確認できる。

4 すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人のすべての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 2944 (事案 1364 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 5 月ごろから同年 9 月 1 日まで  
② 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 4 月 1 日まで

昭和 43 年 5 月ごろに、それまで勤務していた A 社の B 職長から C 社 (現在は、D 社) E 支社長を紹介してもらい同社に入社した。

同社での仕事の内容は、F 職で G 業務及び H 業務も行ったが、昭和 44 年 3 月ごろ、アイスバーンとなった道路で自転車に乗っていた男性と私が乗っていた社用車が接触して人身事故となったため、責任を感じて同年 3 月 31 日に退社した。

しかし、厚生年金保険の加入記録は、昭和 43 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの 1 か月しかなく、納得できないので両申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしいと申し立てたが、第三者委員会から認められないとの通知をもらった。

第三者委員会からの通知書には、委員会の判断の理由として、当時の交通事故について記載されているが、事実と違っているので再度申し立てをする。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①に係る申立てについては、i) 申立人が申立期間において C 社 E 支社に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていた事実は確認できないこと、ii) 申立人に係る厚生年金保険の適用状況について、同事業所に照会したが、「当時の関係書類は既に処分済みのため不明である。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険の適用状況について確認することはできないこと、iii) 申立人が名前を挙げた直属の上司は、「申立人は、昭和 43 年 5 月に入社後、同年 9 月に正社員になった。」と供述しているほか、H 業務部次長であった者も、「F 職を

含む I 分野の採用者は試用期間があったと思う。」と供述していること、iv) 申立人の同事業所での雇用保険の加入記録が確認できないこと、また、申立期間②に係る申立てについては、i) 申立人に係る勤務実態について、同事業所に照会したが、「当時の関係書類は既に処分済みのため不明。」と回答していることから、申立人が同事業所に勤務していたか否かを確認することができないこと、ii) 申立人が名前を挙げた同僚等 5 人のうち 4 人は、「申立人がいつ退職したかは分からない。」と供述していること、iii) 直属の上司は、「申立人が述べている交通事故は、自転車と社用車が接触した事故ではなく、申立人が通勤途中に申立人の自家用車と J 町（現在は、K 町）に住む 60 歳ぐらいの L 商が運転する小型トラックとが接触して、申立人の自家用車が大破した事故である。この事故に係る示談交渉は、会社で行ったが、まだストープが取り付けられていなかったと記憶しているので、冬場ではなく、秋ごろであったと思う。申立人は、示談金を受け取るとすぐに退社した。」と供述していること、iv) 申立人の当該事業所での雇用保険の加入記録が確認できないこと等を理由として、両申立期間については、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 10 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 申立人は、今回の申立てにおいて、「交通事故は、私が運転していた社用車と M 社に勤務していた職員の御主人が乗っていた自転車との接触事故であり、当時の上司は交通事故を勘違いしている。また、昭和 44 年 3 月 \* 日に姉の結婚祝賀会にこの上司が \* として出席しているので、私は会社に勤務していた。」と主張しているが、申立人は交通事故の相手方の住所、姓のみしか記憶していないことから、確認することができない上、前述の上司に再度照会したところ、前回と同様の供述であった。

また、上記上司は、「申立人のお姉さんと面識はなく、お姉さんの職場の社長と懇意にしていたことから結婚祝賀会に出席したが、\* ではない。また、結婚祝賀会当時、申立人は当該事業所に勤務していなかった。」と述べており、申立人の申立てを裏付ける供述を得ることができなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の主張は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 35 年 12 月 1 日まで  
厚生年金保険被保険者期間について照会したところ、申立期間について脱退手当金を受給しているとの回答を受けたが、脱退手当金を受け取った記憶がないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りが無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の昭和 35 年 12 月 1 日から約 2 か月後の 36 年 1 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間が別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年7月1日から26年9月1日まで  
② 昭和35年10月1日から36年10月1日まで

A社及びB社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間①及び②について加入記録が無い。

しかし、A社には昭和23年11月1日に入社し、合併によりB社に社名が変わった後の36年10月1日まで継続して勤務し、途中で休職又は退職したことはないので、申立期間①及び②について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が名前を挙げた当時の同僚及び健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によりA社において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚の供述から判断すると、申立期間①当時、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録では、A社は、昭和33年1月1日にB社C本社に名称が変更され、平成5年5月1日で厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、商業法人登記簿により申立期間①当時、A社の取締役であり連絡先が判明した者に照会したところ、「申立人は、申立期間①のころ、当社のD支社長として勤務していたことは記憶しているが、申立人に係る厚生年金保険の加入の取扱いについては分からない。」と回答しており、また、B社の解散時に役員であった者は、「解散により会社に勤務していた者の人事記録及び厚生年金保険の加入状況が分かる資料はすべて処分しており、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険の加入の取扱いについては分からない。」と回答していることから、いずれの者か

らも申立人の申立期間①における勤務の実態及び厚生年金保険の加入の取扱いについて関係資料及び供述を得ることができない。

また、A社の被保険者名簿により申立人と同じ昭和23年に同社において厚生年金保険被保険者資格があり、連絡先が判明した者に照会したところ、回答が得られた8人のうち1人は、「申立人は、当時、D支社長として勤務していた。同支社長は、当時、嘱託職員であり、厚生年金保険には加入していなかったものと記憶している。」と供述している。

さらに、申立人が名前を挙げた当時の同僚は、「当時、会社では嘱託職員と正社員が勤務しており、嘱託職員は正社員と異なり、厚生年金保険には加入できなかった。」と供述しており、また、A社における申立期間①当時の同僚が名前を挙げた同社の従業員は、「申立人は、申立期間当時、嘱託職員としてD支社長を委嘱されたと記憶している。」と供述している。

加えて、当該事業所に係る被保険者名簿では、申立期間①において申立人の氏名は無い。

- 2 申立期間②について、B社に係る被保険者名簿により厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚の供述から判断すると、申立期間②当時、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録では、厚生年金保険の適用事業所であるB社C本社は、平成5年5月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、商業法人登記簿により申立期間②当時同社の取締役であり連絡先が判明した者及び同社が解散した当時役員であり連絡先が判明した者二人に照会したところ、いずれの者も、申立人に係る勤務の実態及び厚生年金保険の適用状況については分からない旨の回答をしている。

また、申立人が名前を挙げた当該事業所の同僚は、「申立人同様、私も厚生年金保険の未加入期間がある。当時、会社は経営が苦しく、人員整理が必要となったことから、勤務は継続していたが退職したものとして扱われたことにより、厚生年金保険が未加入となったものと思う。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る被保険者名簿では、申立期間②において申立人の氏名は無い。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 5 月から同年 10 月まで  
② 昭和 40 年 5 月から同年 10 月まで  
③ 昭和 41 年 5 月から同年 10 月まで  
④ 昭和 42 年 5 月から同年 10 月まで

各申立期間はA社にB業務員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。昭和 43 年及び 44 年については同保険の加入記録が確認できるので、その前の各申立期間について加入記録が無いのはおかしい。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間②及び③においてA社に勤務していたことは認められるとともに、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者の供述から判断すると、申立人が申立期間①及び④において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に照会したところ、「当社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 39 年 6 月 1 日であるが、当初は通年勤務の主要な社員のみを加入させていた。その後、加入対象を一部のB業務員にも拡大し、43 年及び 44 年には多数のB業務員を同保険に加入させているが、当時は配偶者の被扶養者となっている者も多かったため、雇用保険にのみ加入させていた者が多かった。」と回答しており、申立人が各申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける供述は得られなかった。

また、申立人が各申立期間において当該事業所で一緒に勤務していたとする

同僚については、当該事業所に係る被保険者原票によると、各申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、同人は既に死亡していることから、当該事業所における厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票により、各申立期間前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が判明した者 18 人に照会したところ、回答が得られた 11 人のうち昭和 42 年以前から当該事業所に B 業務員として勤務していたとの供述が得られた 7 人については、いずれも、43 年 5 月 1 日以前において当該事業所で同保険の被保険者であった形跡が無い上、このうち二人は、「入社当初は厚生年金保険に加入していなかったが、昭和 43 年に、B 業務員を含む従業員全員が集められて、『今年から社会保険に加入させることになったので、給料から保険料を控除する。』との説明があった。」と供述しており、他の一人は、「昭和 42 年以前は希望者のみが社会保険に加入していた。私は希望しなかったので、国民年金保険料を納付していた。」と供述しているほか、別の一人は、「昭和 42 年以前は、会社の方針で厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している上、当該 7 人から、厚生年金保険に加入していない期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、当該回答者 11 人のうち、当時、社会保険事務を担当していたと供述する者は、「B 業務員は来客数が少なければ仕事が無いこともあり、不安定な職種であったため、当時は希望者のみが社会保険に加入していた。また、配偶者の被扶養者となっていること等を理由に加入を希望しない者も多く、労務管理担当者が個別に希望を聞いた結果に基づいて社会保険事務所（当時）への届出書類を作成していた。なお、その後、社会保険事務所から、本人の希望の有無にかかわらず全員を加入させなければならないとの指導があり、一時期は全員を加入させていたことがあったと記憶している。」と供述しており、申立人が各申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを裏付ける供述は得られなかった。

一方、申立人及び前述の回答者が供述する各申立期間当時の当該事業所における B 業務員の人数はおおむね 100 人から 120 人であるところ、当該事業所に係る被保険者原票によると、各申立期間における各年 5 月から 10 月までの厚生年金保険被保険者数は、昭和 39 年から 41 年までは 14 人から 18 人、42 年は 36 人から 61 人であるのに対し、申立期間後の 43 年は 106 人から 108 人であることが確認でき、39 年から 41 年までは大半の者が、42 年は半数以上の者が同保険に加入していなかったことがうかがわれる。

その上、当該事業所に係る各申立期間の被保険者原票には、申立人の名前は無く、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、事業所名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 39 年 6 月 1 日であることが確認でき、申立期間①のうち同年 5 月から同年 6 月 1 日までの期間については、当該事業所が同保険の適用事業所であった形跡は無い。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 2948

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 23 日から同年 4 月 1 日まで

A社には昭和 39 年 3 月 31 日まで勤務し、同年 4 月 1 日からB社に勤務したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。当時、私はA社でC業務を担当しており、自身で同保険の加入期間に空白が生じないよう手続を行った。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は平成 9 年 3 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の代表取締役も既に死亡していることから、商業登記簿謄本の記録により、同社の清算時において清算人であったことが確認できる当時の代表取締役の妻に照会したものの、「会社清算時に関連資料をすべて処分したため、当時の状況は分からない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務状況について確認することはできなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚二人のうち一人については、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、申立人が姓しか記憶していないため個人を特定することができず、他の一人に照会したところ、「申立人とは同期入社であったが、当時、私は長期出張中で会社には数か月間顔を出していなかったため、申立人の退社時期は分からない。通常であれば、退社する者が何日付けで退社する等の周知が社内であり、送別会が行われるが、申立人についてはこれらのことが一切なかった。」と供述しており、申立人が申立期間において当該事業所に勤

務していたことを裏付ける供述は得られなかった。

さらに、当該事業所の被保険者名簿により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が判明した者6人に照会したところ、このうち申立人を知っていると供述する3人からも、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことを裏付ける供述は得られない上、当該3人のうち1人は、「申立人の具体的な退社日は記憶していないが、退社後それほど日を置かずにD県に旅立って行った。その際、見送りに行ったが、その日はとても寒く、冬物のコートを着て行った記憶がある。E市でも3月になれば暖かくなり、見送りに冬物のコートを着ることはないので、申立人が退社したのは3月末ではないと思う。」と供述しており、ほかに申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、「私が自身の厚生年金保険被保険者資格喪失手続を行ったのだから、間違いはない。」と主張するが、当時作成された申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された厚生年金保険被保険者資格喪失日はオンライン記録と合致しているほか、昭和39年2月23日に資格喪失した後、同年3月6日に申立人の健康保険証が返納されたことを示す記載が確認できる上、同原票において記載の訂正又は書換えが行われた形跡も無く、ほかに申立人が、同年4月1日に自身の厚生年金保険被保険者資格喪失届出を社会保険事務所(当時)に行ったことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人は、「E市の健康保険証及び失業保険証の手続は厚生年金保険の手続と一緒に行ったことから、これらの資格喪失日を調査すれば厚生年金保険の正しい被保険者資格喪失日も確認できるはずである。」と主張するが、当該事業所は政府管掌健康保険適用事業所であることから、E市は申立人の健康保険の手続に関与していない上、同保険の被保険者資格喪失日も厚生年金保険の同資格喪失日と同日と記録されており、この一方で、公共職業安定所においては、昭和39年度までに退職した者に係る雇用保険の被保険者記録は保存されていないことから、申立人の当該事業所における同保険の被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで  
② 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

両申立期間はA市にあったB社に季節雇用のC作業員として勤務していたが、いずれも厚生年金保険の加入記録が確認できない。入社時の給与額は5,500円であり、その中から食事代4,500円を引かれ、残りの1,000円はまともにももらったことがなかった。昭和33年は請負になったが、給与明細書などはもらったことがないので、中身は分からない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人がB社で一緒に勤務していたとする複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間①及び②において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所名簿によれば、当該事業所は平成7年8月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、当時の事業主は既に死亡していることから、商業登記簿謄本の記録により、当時の役員であったことが確認でき、生存及び所在が判明した者に照会したものの、回答は得られず、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚9人のうち、一人は既に死亡しているほか、他の4人は所在不明であることから、これらの者から申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

さらに、当該同僚9人のうち、生存及び所在が確認された者4人に照会したところ、回答が得られた3人のうち2人は、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、いずれも、自身が当該事業所に季節雇用者として勤務したと記憶する期間の一部について厚生年金保険の被保険者であった形跡が無いほか、他の一人は、昭和30年8月から33年12月まで継続して当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できることを踏まえると、季節雇用者であったとする申立人とは立場が異なっていたものと考えられ、当該同僚において、両申立期間に当該事業所で季節雇用者として勤務しながら、厚生年金保険の被保険者であった者は確認できなかった。この一方で、当該事業所の被保険者名簿により、申立人と同様に34年5月に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、生存及び所在が判明した二人に照会したところ、回答が得られた一人は、「昭和33年以前には勤務していない。」と供述しており、両申立期間の当該事業所における厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

加えて、申立人及び上述の同僚のうち一人が供述する両申立期間当時の各支店の現場作業員の合計数は、それぞれ約70人、約80人であるところ、当該事業所の被保険者名簿によると、昭和32年及び33年の被保険者数は、それぞれ最大でも35人、27人であることが確認できる上、両年において、被保険者記録から季節雇用者であったと考えられる者（毎年4月前後に被保険者資格を取得し、12月前後に同資格を喪失している者）はいないことが確認でき、ほかに両申立期間において、当該事業所で季節雇用者であった者が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その上、申立人は、「昭和33年は請負となった。」と供述している上、上述の同僚のうち、自身が当該事業所に季節雇用者として勤務したと記憶する期間の一部について厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い者一人も、「厚生年金保険に加入していない期間は、請負となって出来高清算払いであった期間だと思う。」と供述している。

なお、当該事業所に係る両申立期間の被保険者名簿においては、申立人の氏名は無く、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 12 月 8 日から 48 年 4 月 2 日まで  
昭和 46 年 12 月から 49 年 5 月まで A 社が経営する B 遊戯施設に C 業務係として勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。  
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社において一緒に勤務していたとする同僚のうち複数の者の供述、及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 48 年 4 月 2 日であることが確認できることから、申立期間においては同保険の適用事業所ではなかった上、当該事業所に係る被保険者原票により、同日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる者 24 人は、いずれも申立期間において当該事業所で同保険の被保険者であった形跡が無い。

また、事業所名簿によると、当該事業所は昭和 51 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の代表取締役も既に死亡していることから、商業登記簿謄本の記録により、当時、当該事業所の取締役であったことが確認できる者に照会したところ、「A 社は昭和 46 年 12 月に事業を開始したが、48 年 4 月 2 日以前に社会保険の適用を受けたことはなく、同日以前



に厚生年金保険料を給与から控除することもなかった。」と供述しており、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票によると、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 12 人のうち 5 人については、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無いほか、他の一人については、当該事業所が同保険の適用事業所となった 10 日後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

この一方で、当該同僚 12 人のうち、当該事業所で昭和 48 年 4 月 2 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、オンライン記録により、生存及び所在が判明した者 6 人に照会したところ、いずれも、「A 社には昭和 48 年 3 月以前から勤務していた。」と供述するところ、これらの者から同保険の被保険者資格を取得する前の期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない上、このうち当該事業所で社会保険事務を担当していたと供述する者を含む 4 人は、いずれも、「同社は、昭和 48 年 3 月以前の期間は社会保険に加入していなかった。」と供述しているほか、当該社会保険事務担当者であった者は、「同社が社会保険に加入する以前に厚生年金保険料を給与から控除したことはない。」と供述している。

加えて、当該事業所に係る被保険者原票により、当該事業所で昭和 48 年 4 月 2 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、オンライン記録により、生存及び所在が判明した者のうち、前述の同僚を除く 6 人に照会したところ、回答が得られた者 3 人のうち 1 人は、「A 社には昭和 46 年 12 月から 48 年 5 月まで勤務したが、会社を辞める少し前に経理及び給与事務担当者に相談したところ、『もうすぐ会社が社会保険に加入するから辞めないほうがいい。』と言われたものの、結局辞めてしまったので、会社が社会保険に加入した時期は同年 4 月で間違いはない。求人広告では社会保険の加入があるような記載であったが、入社してみるとなかったため、退社間際に健康保険証をもらうまでは夫の被扶養者となっていた。」と供述しており、ほかに当該事業所が申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったことをうかがわせる事情は見当たらない。

その上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 2951

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月から 51 年ごろまで  
昭和 50 年 3 月ごろから 51 年ごろまで、A 社（現在は、B 社）C 営業部で D 業務担当職員として勤務した。  
当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、加入記録が無かった。  
年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A 社 C 営業部に勤務し、同期間について厚生年金保険の被保険者であることを申し立てている。

しかしながら、A 社では、厚生年金保険の加入を本社で一括して行っているところ、同社本社では、「昭和 55 年以前に勤務していた D 業務担当職員については、資料を保存していないため、申立人の勤務実態等は分からない。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた同期入社であったとする唯一の同僚は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において、厚生年金保険の被保険者としての資格が確認できない上、当該同僚の連絡先も不明なため申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、複数の同僚の供述によると、申立期間当時、A 社では、入社後、D 業務担当者について、3 か月の研修期間があったとしているが、申立人には、当該研修を受けた記憶がない。

加えて、A 健康保険組合の健康保険の加入記録については、同組合の被保険者情報の保存期限が経過しているため、確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月ごろから同年8月ごろまで  
② 昭和61年7月ごろから同年11月ごろまで

申立期間①は、A社でB業務等の仕事に従事した。

申立期間②は、C社で、D業務及びE業務に従事した。

これらの事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の従事業務に関する申立内容及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間①中において、A社で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間①当時の事業主は、既に死亡している上、現在の事業主は、「当時の資料が無く、また、私は、申立期間①後の昭和41年にA社に入社したため、申立人の勤務実態等について分からない。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は、当該事業所に入社した時期及び経緯について、「昭和39年4月末に前職の事業所を退職し、同年9月から別の事業所への就職が内定していた。この間、アルバイトとしてA社に勤務した。」と供述していることから、申立人の雇用期間は、同年5月から同年8月までの4か月以内の期間であったと考えられるところ、厚生年金保険法第12条第4号の規定により、4か月以内の雇用期間の季節的業務に使用される者は、厚生年金保険の被保険者としないとされていることから、申立人が厚生年金保険の被保

険者であったとは考え難い。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間①において厚生年金保険被保険者としての資格が確認できる同僚 10 人のうち、連絡先が判明した 4 人に照会したところ、3 人から回答を得られたが、いずれの同僚も、申立人の名前を記憶しておらず、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、上記被保険者名簿には、申立人が申立期間①において、厚生年金保険被保険者資格を取得した記録は無く、一方、同名簿において、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、オンライン記録によると、C社は、平成6年12月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主は、既に死亡していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、厚生年金保険被保険者資格取得日の昭和61年12月1日とほぼ同時期の同年12月16日に雇用保険の被保険者資格を取得している。

さらに、当該事業所の経理事務担当者は、「申立人の職種（F職）は、入社当初、3か月から6か月の試用期間があり、この間は厚生年金保険に加入しておらず、同保険料を控除していなかった。厚生年金保険には、試用期間後の正社員となってから加入し、同保険料を控除していた。」と回答している。

加えて、オンライン記録から、申立期間②において当該事業所で厚生年金保険被保険者としての資格が確認できる同僚 14 人に照会したところ、申立人と同職種（F職）の同僚 7 人（申立人が名前を挙げた同僚二人を含む。）から回答を得られたが、これら同僚について、自身が記憶する入社時期と厚生年金保険被保険者資格取得時期の関係をみると、6人は、入社2か月後から5か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、これは、先述の経理事務担当者の供述とも符合する。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 8 月 1 日から 5 年 8 月 21 日まで  
② 平成 5 年 9 月 1 日から 6 年 10 月 1 日まで

申立期間①及び②共に、入社した月から、月額給与が基本給と諸手当を含めると 30 万円をはるかに超えた給与額であったにもかかわらず、年金記録では標準報酬月額が 20 万円と記録されている。給与月額と標準報酬月額の相違が著しいので、標準報酬月額を訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録では、A社は平成 19 年 12 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本に記載のある申立期間①当時の代表取締役及び取締役の一人の合わせて二人に照会したが、回答は得られず、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除について、関連資料及び供述を得ることができなかった。

また、申立人が名前を挙げた同僚一人及びオンライン記録により A社において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、B 県内に所在が確認できる同僚 7 人の合わせて 8 人に照会したところ、3 人から回答が得られたが、いずれの者も当該事業所における申立期間①に係る給与明細書を所持しておらず、給与について、「固定給よりも歩合給の比率が高かったこと以外は記憶していない。」と供述しており、厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、オンライン記録により、申立人と同時期に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚 188 人のうち、1 年以上の被保険者記録が確認できる 21 人（申立人を含む。）について、標準報酬月額の推移を確認したところ、いずれも 15 万円から 26 万円の範囲で推移しており、申立

人の標準報酬月額を含めて、特に不自然な点は見られない上、申立人の標準報酬月額がさかのぼって訂正された形跡も無い。

- 2 申立期間②について、オンライン記録では、C社は平成19年12月4日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本に記載のある申立期間②当時の代表取締役の所在が特定できない上、取締役3人のうち2人の所在も不明であり、残る一人からは回答を得られないことから、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除について、関連資料及び供述を得ることができなかった。

また、申立人が名前を挙げた同僚一人及びオンライン記録により、申立期間②当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚7人の合わせて8人に照会したところ、二人から回答を得られたが、いずれの者も当該事業所における申立期間②に係る給与明細書を所持しておらず、厚生年金保険料の控除についても具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、オンライン記録により、平成5年3月から同年11月までに当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得している申立人を含む同僚20人のうち取締役を除く19人の標準報酬月額は、被保険者資格取得時の標準報酬月額が20万円と記録されている上、各々の標準報酬月額が定時決定月まで変わっていないことが確認できる。

加えて、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、訂正された形跡が無く、申立人以外の被保険者の標準報酬月額と比較しても特に不自然な点は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 2954 (事案 1464 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 10 月 28 日から 31 年 10 月 31 日まで  
申立期間について、A社B出張所に勤務しており、厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしいので、厚生年金保険の記録を訂正してほしいと申し立てたが、第三者委員会から年金記録の訂正が必要でないとの通知をもらった。しかし、その後、当時の同僚二人の名前を思い出したので再申立てをするとともに、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人がA社B出張所で一緒に勤務していたとする3人の供述からは、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できないこと、ii) 申立期間前後において同社の厚生年金保険被保険者であり、当委員会の照会に対して回答が得られた9人のいずれの者からも、同社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について具体的な供述が得られなかったこと、iii) 同社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の所在も不明であるため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できないこと、iv) 申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年11月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、新たに同僚二人の名前を思い出したので、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと主張しているが、これら二人に対して申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、i) 申立人と一緒に勤務



したことがあるとしているものの、その期間の特定ができない上、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを示す具体的な供述及び関係資料の提出も得られなかったこと、ii) 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の名前は確認できないことから、申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月 1 日から 63 年 10 月 1 日まで

A社に昭和 56 年に入社して継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。この間、母親も入院、通院を繰り返しており、健康保険証も使用していたので、厚生年金保険に加入していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間において、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は、昭和 60 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の代表取締役は申立人について勤務の記憶はあるものの、保険料控除については不明としており、当時の事務担当者は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚 6 人のうち所在が確認できた 4 人及びオンライン記録により、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた同僚 11 人の計 15 人に照会したところ、11 人から回答が得られたが、いずれも申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び保険料控除について、具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、申立人は、「母親は、申立期間当時、入・退院を繰り返しており、健康保険証を使用していた。」と供述しているところ、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の継続療養交付欄に、申立人の母親に対して昭和 58 年 2 月 15 日付けで健康保険継続療養受給者証を交付している旨の記載が確認できることから、申立人は健康保険については特定の傷病に関してのみ継続療養

の資格があるが、厚生年金保険の被保険者資格については喪失していることが確認できる。

加えて、申立期間において、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、申立人の雇用保険の加入記録もオンライン記録と一致している。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月3日から5年7月21日まで  
② 平成5年7月21日から同年11月21日まで  
③ 平成6年4月1日から7年6月30日まで  
④ 平成9年6月30日から同年9月1日まで

申立期間①について、A社にB職の仕事で勤務した。基本給は13万円から15万円であったが、残業手当を含めると手取りで月額20万円から24万円ぐらいの給与が支給されていた。厚生年金保険の標準報酬月額の記録が低額となっているので訂正してほしい。

申立期間②について、C社にB職の仕事で勤務した。基本給は13万円から15万円であったが、残業手当を含めると手取りで月額20万円から24万円ぐらいの給与を支給されていた。厚生年金保険の標準報酬月額の記録が低額となっているので訂正してほしい。

申立期間③について、D社にB職の仕事で勤務した。基本給は13万円から15万円であったが、残業手当を含めると手取りで月額20万円から24万円ぐらいの給与を支給されていた。厚生年金保険の標準報酬月額の記録が低額となっているので訂正してほしい。

申立期間④について、勤務していたE社の事業主から厚生年金保険料等の納付ができないため社会保険を脱退したい旨の説明があり、平成9年6月末で厚生年金保険の被保険者資格を喪失させられてしまったが、同社には同年8月末まで勤務していた。勤務していた期間は厚生年金保険の加入期間となるはずであるので、申立期間④について、厚生年金保険の被保険者であった

ことを認めてしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、A社における標準報酬月額記録が当時の残業手当を含む手取りの給与月額より低額となっていると申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は平成16年1月9日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人から提出された「平成4年分給与所得の源泉徴収票」の社会保険料等の金額欄に記載された額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額から推計した健康保険及び厚生年金保険の保険料額に雇用保険料の額を加算した額とほぼ一致していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同職種であったとされる複数の同僚の申立期間①当時の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額が同僚に比べ低額であるという事情は見当たらない上、当時の複数の同僚は、「当時、支給されていた給与額について、はっきり覚えていないが、私のオンライン記録の標準報酬月額に間違いはないと思われる。」と供述している。

加えて、申立人のオンライン記録を確認したが、申立期間①に係る標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は無い。

- 2 申立期間②について、申立人は、申立期間①のA社から異動したC社における標準報酬月額記録が、当時の残業手当を含む手取りの給与月額より低額となっていると申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は平成6年4月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、C社の当時の取締役は、「Fグループは、それぞれ別法人であり、グループ内の異動においては、異動元を退職し、異動先で新たに雇用するという取扱いであった。このため、異動先の社会保険の被保険者資格取得時における標準報酬月額には当然、残業手当を算入していなかったと記憶している。」と供述している。

さらに、当時の事務担当者は、「申立期間②当時の社会保険関係の届出を行っていたが、Fグループ会社からの異動時の被保険者資格取得届は、職種を問わず固定給のみで標準報酬月額を届出しており、残業手当は含んでいない。固定給に変動があれば、残業手当も含め随時改定を適正に行った。」と

供述しており、前述の取締役の供述と一致する。

加えて、平成4年から5年にかけて他のFグループ会社からC社へ異動した同僚3人、及びC社から他のFグループ会社へ異動している同僚一人の計4人について、オンライン記録により異動後の標準報酬月額を確認したところ、4人全員が申立人と同様、異動前の標準報酬月額より低額となっていることが確認できる。

その上、オンライン記録を確認したが、申立人の標準報酬月額が<sup>そきゅう</sup>遡及して訂正された形跡は無い。

- 3 申立期間③について、申立人は、D社における標準報酬月額の記録が当時の残業手当を含む手取りの給与月額より低額となっていると申し立てている。

しかしながら、D社の当時の事務担当者は、「同社は平成10年6月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の資料を保存していない。従業員の採用に伴い厚生年金保険の被保険者資格を取得させる際には、固定給のみで標準報酬月額を届出しており、残業手当は入れていなかった。」と供述している。

また、オンライン記録で確認できる同僚6人に照会し二人から回答が得られたところ、「私の標準報酬月額は、給与の実態に見合う届出であったと思う。」と供述している上、そのうち一人の同僚が保管していた平成7年4月分から同年6月分までの給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料であることが確認できる。

さらに、申立人と同職種であったとされる複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

加えて、オンライン記録を確認したが、申立人の標準報酬月額が<sup>そきゅう</sup>遡及して訂正された形跡は無い。

- 4 このほか、申立期間①、②及び③について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 5 申立期間④について、申立人の雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間④のうち、平成9年8月20日までE社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録によると、平成9年6月

30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間④は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人は、「事業主から厚生年金保険料等の納付ができないため社会保険を脱退したい旨の説明があり、平成9年6月末で厚生年金保険の被保険者資格を喪失させられてしまった。」と述べているところ、当該事業所の事業主は、「社会保険料を滞納したため、平成9年6月末で厚生年金保険の適用事業所を廃止する旨の届け出を社会保険事務所（当時）に行った。当時の資料は保存されていない。」と供述しており、また、当時の事務担当者は、「健康保険厚生年金保険の適用事業所でなくなった場合、従業員等から健康保険証を回収し社会保険事務所に返却しなければならないことから、適用事業所でなくなる際に従業員には事業主から事情を説明した。その後は厚生年金保険料を控除していなかったと記憶している。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成9年6月30日に、申立人と共に5人の同僚が健康保険の任意継続被保険者となっていることが確認できる上、当該同僚5人のうち回答が得られた3人は、「健康保険を任意継続する手続は自分で行った。」と供述しており、そのうち二人は、「厚生年金保険の被保険者資格の喪失後は、同保険料を控除されていなかった。」と供述している。

加えて、申立人が申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。